

地域子育て支援拠点事業実施要領

別紙1「運営仕様書（春日市須玖児童センター）」の第3-4に規定する地域子育て支援拠点事業はこの要領に基づいて実施するものとする。

（事業）

第1条 地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する事業で、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の7に規定する条件を満たしたものをいう。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、おおむね3歳未満の乳児又は幼児及びその保護者（以下「子育て親子」という。）とする。

（実施場所）

第3条 事業は、春日市須玖児童センター「たんぽぽルーム」等で実施するものとする。

（実施日及び実施時間）

第4条 事業は、春日市児童センター条例（平成20年条例第25号）第4条に規定する休館日を除き、原則として火曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの間において実施するものとする。ただし、夏休み等の学校の長期休暇期間等については、一般児童の利用を考慮して弾力的な運営を行うものとする。

（事業の実施方法等）

第5条 事業には、子育て親子の支援に関して意欲のある者で、子育ての知識と経験を有する専任のもの（以下「子育て支援員」という。）を2名以上配置するものとする。

2 春日市児童センター条例施行規則（平成20年規則第43号）第10条に規定する児童厚生員（以下「児童厚生員」という。）は、子育て支援員をサポートし、子育て親子に対する援助に協力するものとする。

3 児童厚生員及び子育て支援員は、その業務を行うに当たっては、事業の利用者（以下「利用者」という。）への対応に十分配慮するとともに、事業を行うに当たって知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業内容）

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 交流の場の提供・交流の促進

子育て親子が、いつでも自由に、安心して、乳幼児を遊ばせることができ、相互に交流できる場の整備を図る。

(2) 子育てに関する相談・援助

事業実施の際には、子育て支援員や児童厚生員からの、課題を有する子育て親子への積極的な声かけ等により、相談しやすい環境の整備を行い、育児不安等の解消に努める。専門機関の紹介等が必要な場合は、担当所管へ連絡し、連携を図るものとする。

(3) 地域の子育て関連情報提供

保育所、幼稚園等に関する子育て情報や乳児健診や託児サービスその他の育児支援に関する情報等を、チラシやパンフレットを準備し情報の提供を行う。

(4) 子育て・子育て支援に関する講習等

子育てに関する講習や親子サロン等を年10回以上実施する。なお、参加費については原則無料とする。

(関係書類の提出)

第7条 事業の利用人数等に関する書類を月ごとに作成し、提出するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるものについて疑義が生じた場合は、指定管理者と春日市とで協議を行うものとする。